



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-16 乗用車の制動装置</p> <p>7-16-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（7-17 から 7-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-16-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係）</p> <p>(2) (1) の制動装置には、次の①から③に掲げる装置を備えること。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係）</p> <p>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</p> <p>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置</p> <p>③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置</p> <p>7-16-2 性能要件</p> <p>7-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 7 項関係）</p> <p>7-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 3 項関係、細目告示第 93 条第 3 項関係）</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</p> <p>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p>	<p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（8-17 から 8-19 までに規定する自動車を除く。）には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-16-2 の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。（保安基準第 12 条第 1 項関係）</p> <p>(2) (1) の制動装置には、次の①から③に掲げる装置を備えること。（細目告示第 171 条第 3 項関係）</p> <p>① 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置</p> <p>② 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置</p> <p>③ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置</p> <p>8-16-2 性能要件</p> <p>8-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、8-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 7 項関係）</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて (2) の基準に適合している制動装置は、8-15-2-1 (3) ①及び②の基準に適合するものとする。（細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>8-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 3 項関係）</p> <p>① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>③ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することが</p>	<p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第3項第1号関係）</p> <p>③ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第3項第2号関係）</p> <p>④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第171条第3項第4号関係）</p> <p>⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。（細目告示第171条第3項第7号関係）</p> <p>ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>できる装置にあつては、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</p> <p>この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあつては、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>7-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-01-S1 の 5. 及び 6. に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-01-S1 附則 6 に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等 (7-16 に規定する自動車に限る。) に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-16-3 欠番</p> <p>7-16-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-16-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 5 項第 3 号、第 4 号、第 5 号関係)</p> <p>① 平成 7 年 12 月 31 日 (輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式</p>	<p>⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>8-16-3 欠番</p> <p>8-16-4 適用関係の整理</p> <p>第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、8-16-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 5 項第 3 号、第 4 号、第 5 号関係)</p> <p>① 平成 7 年 12 月 31 日 (輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(2)平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-16-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p>(3)平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるものについては、7-16-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 6 項関係）</p> <p>① 平成 15 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>② 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ ①に掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一（装置型式指定実施要領別添 1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中 2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。）の自動車</p> <p>(4)次に掲げる三輪自動車については、7-16-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 11 項関係）</p> <p>① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車（平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 23 年 6 月 17 日以前に製作された自動車であつて、平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(5)平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、7-16-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 14 項関係）</p> <p>(6)平成 25 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 23 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、7-16-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 15 項関係）</p>	<p>指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(2)平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、8-16-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p>(3)平成 16 年 1 月 1 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるものについては、8-16-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 6 項関係）</p> <p>① 平成 15 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>② 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ ①に掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一（装置型式指定実施要領別添 1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中 2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。）の自動車</p> <p>(4)次に掲げる三輪自動車については、8-16-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 11 項関係）</p> <p>① 平成 21 年 6 月 17 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 21 年 6 月 18 日から平成 23 年 6 月 17 日までに製作された自動車（平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 23 年 6 月 17 日以前に製作された自動車であつて、平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車（平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(5)平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、8-16-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 14 項関係）</p> <p>(6)平成 25 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 23 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、8-16-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 15 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(7) 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車（平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 26 年 1 月 30 日）以降の型式指定自動車（平成 24 年 9 月 30 日（軽自動車にあつては平成 26 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、7-16-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 16 項、第 17 項関係）</p> <p>(8) 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については 7-16-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 17 項関係）</p> <p>① 平成 26 年 1 月 29 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 26 年 1 月 30 日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの</p> <p>② 平成 26 年 1 月 29 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であつて、平成 26 年 1 月 30 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>(9) 平成 26 年 9 月 30 日（軽自動車にあつては平成 30 年 2 月 23 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、7-16-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 16 項関係）</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(10) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-16-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係）</p> <p>7-16-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 5 項第 3 号、第 4 号、第 5 号関係）</p> <p>① 平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するもの及び輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限り、輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置</p>	<p>(7) 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車（平成 24 年 10 月 1 日（軽自動車にあつては平成 26 年 1 月 30 日）以降の型式指定自動車（平成 24 年 9 月 30 日（軽自動車にあつては平成 26 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、8-16-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 16 項、第 17 項関係）</p> <p>(8) 次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については 8-16-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 17 項関係）</p> <p>① 平成 26 年 1 月 29 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 26 年 1 月 30 日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの</p> <p>② 平成 26 年 1 月 29 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であつて、平成 26 年 1 月 30 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>(9) 平成 26 年 9 月 30 日（軽自動車にあつては平成 30 年 2 月 23 日）以前に製作された自動車（平成 26 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成 26 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。）を除く。）については、8-16-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 16 項関係）</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(10) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、8-16-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 49 項関係）</p> <p>8-16-5 従前規定の適用①</p> <p>7-16-5 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限り、平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>7-16-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第2号関係)</p> <p>7-16-6-1 装備要件 7-16-7-1に同じ。</p> <p>7-16-6-2 性能要件</p> <p>7-16-6-2-1 テスタ等による審査 7-16-7-2-1に同じ。</p> <p>7-16-6-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、7-15-7-2-2①から③までの基準に適合すること。</p> <p>② 7-16-6-2-3 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>7-16-6-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、技術基準通達別添7の2「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) (1)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は7-15-7-2-3 (2) ②及び③の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が125km/hを超える自動車にあつてはア及びイ、それ以外の自動車にあつてはアの計算式に適合する制動能力を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、500N以下とする。</p> <p>ア $S_1 \leq 0.1V_1 + 0.006V_1^2$ この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S_1は、停止距離(単位:m) V_1は、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が100km/hを超える自動車にあつては、100とする。)(単位:km/h)</p> <p>イ $S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$ この場合において、 S_2は、停止距離(単位:m) V_2は、制動初速度(その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、最高速度の80%の速度が160km/hを超える自動車にあつては、160とする。)(単位:km/h)</p> <p>③ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては500N以下、手動式のものにあつては400N以下とする。</p>	<p>8-16-6 従前規定の適用② 7-16-6の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>$S \leq 0.1V + 0.0257V^2$ この場合において、 Sは、停止距離（単位：m） Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。 ただし、最高速度が 30km/h を超える自動車にあつては、30 とする。）（単位：km/h）</p> <p>④ 牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。 この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては500N以下、手動式のものにあつては400N以下とする。</p> <p>⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>(3) 指定自動車等（7-16 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-16-7 従前規定の適用③ 平成16年1月1日以降に製作された自動車であつて①から③までに掲げるものについては、当分の間、次の規定を適用することができる。（適用関係告示第9条第6項関係）</p> <p>① 平成15年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 ② 指定自動車等以外の自動車 ③ ①に掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一（装置型式指定実施要領別添1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。）の自動車</p> <p>7-16-7-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-16-7-2 性能要件 7-16-7-2-1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。 (2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。 ① 制動装置は、7-15-7-2-1 (2) ①及び②の基準に適合すること。</p> <p>7-16-7-2-2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 制動装置は、7-15-7-2-2①から③までの基準に適合すること。 ② 7-16-7-2-3 (2) ③及び④の制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ③ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に</p>	<p>8-16-7 従前規定の適用③ 7-16-7 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</p> <p>この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあつては、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する2系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。</p> <p>7-16-7-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」又は技術基準通達別添7「乗用車の制動装置の技術基準」若しくは技術基準通達別添7の2「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、同細目告示別添技術基準の別紙3自動車の車軸間の制動力配分の基準5.2.(a)の規定中「3.1.(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1.(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15から0.8までの全ての制動比に対して直線 $z=0.9k$ の下にあること。」と、別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験2.2.2.2.及び2.3.2.2の規定中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) (1)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、7-15-7-2-3 (2) ②及び③の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が125km/hを超える自動車にあつてはア及びイ、それ以外の自動車にあつてはアの計算式に適合する制動能力を有すること。</p> <p>この場合において、運転者の操作力は、500N以下とする。</p> <p>ア $S_1 \leq 0.1V_1 + 0.006V_1^2$ この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S_1は、停止距離(単位:m) V_1は、制動初速度(その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が100km/hを超える自動車にあつては、100とする。)(単位:km/h)</p> <p>イ $S_2 \leq 0.1V_2 + 0.0067V_2^2$ この場合において、 S_2は、停止距離(単位:m) V_2は、制動初速度(その自動車の最高速度の80%の速度とする。ただし、最高速度の80%の速度が160km/hを超える自動車にあつては、160とする。)(単位:km/h)</p> <p>③ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては500N以下、手動式のものにあつては400N以下とする。</p> $S \leq 0.1V + 0.0257V^2$ <p>この場合において、 Sは、停止距離（単位：m） Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が30km/hを超える自動車にあつては、30とする。）（単位：km/h）</p> <p>④ 牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した25分の3こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。</p> <p>この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては500N以下、手動式のものにあつては400N以下とする。</p> <p>⑤ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 制動に十分な電気エネルギーを蓄積する能力を有するものであること。</p> <p>イ 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</p> <p>⑥ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</p> <p>⑦ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げるものはこれに適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置</p> <p>(3) 指定自動車等（7-16に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>7-16-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第11項関係）</p> <p>① 平成21年6月17日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成21年6月18日から平成23年6月17日までに製</p>	<p>8-16-8 従前規定の適用④</p> <p>7-16-8の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>作された自動車（平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 平成 21 年 6 月 18 日以降の型式指定自動車であって、平成 23 年 6 月 17 日以前に製作された自動車（平成 19 年 6 月 28 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。）</p> <p>7-16-8-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-16-8-2 性能要件</p> <p>7-16-8-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合していると認められる制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、7-15-9-2-1 (2) の基準に適合すること。</p> <p>7-16-8-2-2 視認等による審査 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、7-15-9-2-2①から③の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>③ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。 この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあつては、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する 2 系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。 ただし、圧力を蓄積する装置が正常に作動しない場合であっても運転者の操作力のみで 7-15-2-1 (2) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>7-16-8-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、同技術基準の別紙 3 自動車の車軸間</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の制動力配分の基準 5.2. (a) の規定中「3.1. (A) の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1. (A) の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15 から0.8までの全ての制動比に対して直線 $z=0.9k$ の下ににあること。」と、別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 2.2.2.2. 及び 2.3.2.2. の規定中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。</p> <p>(2) (1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、7-15-9-2-3 (2) ①及び②の基準に適合すること。</p> <p>② 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</p> <p>③ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の磨耗が容易に確認できる構造であること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置</p> <p>④ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 制動に十分な電気エネルギーを蓄積する能力を有するものであること。</p> <p>イ 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる制動装置は、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(7-16に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-16-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成21年11月9日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第14項関係)</p> <p>7-16-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停</p>	<p>8-16-9 従前規定の適用⑤</p> <p>7-16-9の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-16-9-2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>7-16-9-2 性能要件</p> <p>7-16-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、7-15-2-1 (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて (2) の基準に適合している制動装置は、7-15-10-2-1 (3) ①及び②の基準に適合するものとする。</p> <p>7-16-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。</p> <p>② 制動装置は 7-15-10-2-2 (2) ②から④の基準に適合すること。</p> <p>③ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置)は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>④ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>7-16-9-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、平成 19 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1490 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、同技術基準の別紙 3 自動車の車軸間の制動力配分の基準 5.2. (a) の規定中「3.1. (A) の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1. (A) の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15 から 0.8 までの全ての制動比に対して直線 $z=0.9k$ の下にあること。」と、別紙 7 乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 2.2.2.2. 及び 2.3.2.2. の規定中「基準限界より 25%高い」とあるのは「基準限界の 80%の」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) (2) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 制動装置は7-15-10-2-3 (3) ①及び②の基準。</p> <p>② 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</p> <p>③ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の磨耗が容易に確認できる構造であること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置</p> <p>④ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気エネルギーを蓄積する能力を有するものであること。</p> <p>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等（7-16 に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-16-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成 25 年 10 月 31 日以前に製作された自動車〔平成 23 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車（平成 23 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。〕については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 15 項関係）</p> <p>7-16-10-1 装備要件</p> <p>7-16-9-1 に同じ。</p> <p>7-16-10-2 性能要件</p> <p>7-16-10-2-1 テスタ等による審査</p> <p>7-16-9-2-1 に同じ。</p> <p>7-16-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。</p> <p>② 制動装置は 7-15-10-2-2 (2) ②から④の基準に適合すること。</p>	<p>8-16-10 従前規定の適用⑥</p> <p>7-16-10 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>④ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置にあっては、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</p> <p>この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあっては、この基準に適合しないものとする。</p> <p>7-16-10-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、平成21年7月21日付け国土交通省告示第771号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(3) (2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は7-15-10-2-3(3)①及び②の基準。</p> <p>② 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</p> <p>③ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の磨耗が容易に確認できる構造であること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>イ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置</p> <p>④ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気エネルギーを蓄積する能力を有するものであること。</p> <p>(4) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等（7-16に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-16-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあつては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあつては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項及び第17項関係)</p> <p>7-16-11-1 装備要件</p> <p>7-16-9-1に同じ。</p> <p>7-16-11-2 性能要件</p> <p>7-16-11-2-1 テスタ等による審査</p> <p>7-16-9-2-1に同じ。</p> <p>7-16-11-2-2 視認等による審査</p> <p>7-16-9-2-2に同じ。</p> <p>7-16-11-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-01-S1の5.及び6。(ただし、同規則5.2.22.4の規定は平成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4の規定と読み替えて適用する。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあつては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあつては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(7-16に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p>	<p>8-16-11 従前規定の適用⑦</p> <p>7-16-11の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車（軽自動車を除く。）については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第17項関係）</p> <p>① 平成26年1月29日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの</p> <p>② 平成26年1月29日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であって、平成26年1月30日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>7-16-12-1 装備要件 7-16-9-1に同じ。</p> <p>7-16-12-2 性能要件</p> <p>7-16-12-2-1 テスタ等による審査 7-16-9-2-1に同じ。</p> <p>7-16-12-2-2 視認等による審査 7-16-9-2-2に同じ。</p> <p>7-16-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 制動装置は、UN R13H-01-S1の5.及び6.（ただし、同規則5.2.22.4.の規定は平成23年1月28日付け国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.の規定と読み替えて適用する。）に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-01-S1附則6に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-S2の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>④ 緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置は、UN R139-00-S1の5.、6.及び7.に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等（7-16に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>7-16-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成26年9月30日（軽自動車にあつては平成30年2月23日）以前に製作された自動車（平成26年10月1日以降の型式指定自動車である軽自動車（平成26年9月30日以前</p>	<p>8-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>7-16-12の規定を適用する。</p> <p>8-16-13 従前規定の適用⑨</p> <p>7-16-13の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項関係)</p> <p>7-16-13-1 装備要件 7-16-9-1に同じ。</p> <p>7-16-13-2 性能要件</p> <p>7-16-13-2-1 テスタ等による審査 7-16-2-1に同じ。</p> <p>7-16-13-2-2 視認等による審査 7-16-2-2に同じ。</p> <p>7-16-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、UN R13H-01-S1の5.及び6に適合するものでなければならない。 この場合において、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置を備える場合にあつては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.に定める基準に、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置を備える場合にあつては平成22年12月9日付け国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.に定める基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(7-16に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-16-14 従前規定の適用⑩ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第49項関係)</p> <p>7-16-14-1 装備要件 7-16-1に同じ。</p> <p>7-16-14-2 性能要件</p> <p>7-16-14-2-1 テスタ等による審査 7-16-2-1に同じ。</p> <p>7-16-14-2-2 視認等による審査 (1) 7-16-2-2(1)に同じ。</p>	<p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-16-14 従前規定の適用⑩ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第49項関係)</p> <p>8-16-14-1 装備要件 8-16-1に同じ。</p> <p>8-16-14-2 性能要件</p> <p>8-16-14-2-1 テスタ等による審査 8-16-2-1に同じ。</p> <p>8-16-14-2-2 視認等による審査 (1) 8-16-2-2(1)に同じ。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 7-16-2-2 (2) ①に同じ。 ② 7-16-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 7-16-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 7-16-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 7-16-2-2 (2) ⑤に同じ。 <p>7-16-14-2-3 書面等による審査 7-16-2-3 に同じ。</p>	<p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 8-16-2-2 (2) ①に同じ。 ② 8-16-2-2 (2) ②に同じ。 ③ 8-16-2-2 (2) ③に同じ。 ④ 8-16-2-2 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-16-2-2 (2) ⑤に同じ。 <p>(3) 8-16-2-2 (3) に同じ。</p>